

〔 注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	五十公野地区① (江口・丑首・上内竹・下内竹・天の原・ 山崎・古寺・上新保・下新保集落)	R3.3	

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	327.66
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	196.59
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	110.96
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	72.9
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	41.5
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

対象地区内における農地は、天の原・小見集落では中心経営体が不在のため、ほぼ全ての農地が入作者に集約されている。山崎集落も同様で、一部の農地を除いては入作者に集約されている。
一方、その他の集落では、集落内の中心経営体に集約されているが、いずれの中心経営体も70歳以上かつ後継者未定の者が多く、5～10年後の担い手確保が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

江口集落では認定農業者が担っており、10年以内は当人、その後は後継者が担うことになっており、当面は現状を維持する。
上内竹集落では認定農業者3名が担っているが、5年後にはうち1名分を入作者に、10年後には他2名分を後継者または入作者へ集約する予定。
下内竹集落では認定農業者3名が担っており、5年後は現状維持、10年後はうち1名分を他2名へ集約する予定。現在、入作している法人は現状維持だが、個人2名は集落内耕作者が担うことも考えられる。
丑首集落では認定農業者4名が担っており、5年後はうち1名は後継者、他3名は現状維持とし、10年後は集落内の中心経営体あるいは地域外の中心経営体が担う予定である。
上新保集落では認定農業者5名が担っており、5年後はうち1名分を他4名または入作者が担い、10年後はうち3名の農地を集落内の生産組織が担う予定である。
下新保集落では認定農業者4名が担っており、5年後はうち1名分を他3名または入作者が担い、10年後はうち2名の農地を後継者、地区内の中心経営体及び現在の入作者が担う予定である。なお、現在の入作者は現状維持から規模拡大を予定する。
古寺集落では認定農業者2名が担っており、5年後は現状維持、10年後はうち1名分を残る1名または現在の入作者が担う予定である。なお、現在の入作者は現状維持から規模拡大を予定する。
天の原・小見集落では集落内の中心経営体が不在のため、ほぼ全ての農地が入作者が担っており、将来も同様の予定である。山崎集落も類似するが、将来的には現状の入作者あるいは新規中心経営体が担う予定とする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 農地の貸付け等の意向が明示された場合には、地域内の担い手に原則貸付を行うようにしていく。
農地中間管理機構の活用方針 農地の所有者は受け手・出し手に関わらず原則として機構に貸付を行う。
基盤整備への取組方針 山崎集落を除いて完了しており、当該集落においては今後検討を要する。
鳥獣被害防止対策の取組方針 被害なし。
災害対策への取組方針 水稲における高温障害、風害等に対しては、水管理、地力向上や作付品種の工夫などに取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。